

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の土壌汚染状況調査の実施及び報告すべき旨の命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令(施行令第3条)で定める基準に該当する土地があると認めるとき。</p> <p>2 処分の内容 当該土地の所有者等に対し、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に適切な方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	施行令第3条(施行規則第28条、第29条、第30条)、施行令第4条(罰則) 法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)